

令和7年2月21日

御前崎市議会議長 渥美昌裕 様

御前崎市議会議員 高田和幸



御前崎市政治倫理審査委員会の審査結果に対する弁明について

御前崎市政治倫理規定第11条第2項の規定により、下記のとおり弁明します。

記

まずは、私がブログに書いた不適切な言葉について、議員の品位を損なう行動であるとのことですので、深く反省します。

審査結果報告書3ページ7.(2)後段にある、ブログに書いた内容が、虚偽又は誹謗中傷に類する発言、又は情報発信により他人の名誉を毀損したとの認定について、1月31日に委員会で説明した通り(別添)、事実に基づき自分の思いを書いただけであり、名誉を毀損されたとされる内容については誰のどのような名誉を傷つけたかわかりません。

条例の誤りに気付かないまま、議案上程した市役所の信頼は、私のブログにより失墜したものではありませんし、誤った議案に対し議決したことについて、賛否の意思表示は議員一人ひとりに与えられた権利であり、どのような理由で賛成したかを示す必要はありません。ブログに書かれた内容は、先輩議員の名誉を気付付けるような内容ではないはずです。

とは言え、世間を大きく騒がせたこと、ブログが御前崎市の信頼を大きく損なったきっかけとなったことは事実ですので反省し、以後の議員活動の教訓と致します。

1月31日政倫審での弁明口述書

12/25に書いた私のホームページ上のブログに「ざまあみろ」という不穏当な言葉を使い、世間を騒がせたことにまずはお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。先日のテレビ、新聞の取材や後追いのブログでも謝罪させていたとおり、今後言葉使いには気をつけ、議員として市民の信頼を回復するように努めたいと思います。

ただ、1/24の政倫審で二侯議員の審査請求理由にあるいくつかのことについて、弁明をさせていただきます。

最初に、議案の誤りに気付いていたにもかかわらず、質疑、討論をしなかったことについては、今年度分のボーナス0.1ヶ月の支給がこの条例ではできないことは事前に配布されたときに気付いていましたが、議案が最終日の追加議案であり、提案理由の説明を聞いてから判断すべきだと考えていました。提案理由の説明を聞き、明らかに単なるミスだと気づきましたので、質疑はする必要はなく、反対の立場で討論するべきだったかもしれません。ただ、反対の討論をして議案が否決されても結果支給できないことに変わりありません。(議案の修正は質疑が終わって討論に入るまでとされていますので、反対討論をすれば、議案修正は不可能となることから、令和6年度のボーナスの改正はできませんので結果は変わりありません。また、今回の改正をするのであれば、2月議会に付則の改正を行えば、誤った条文は訂正され、公布日の記載だけが残ることになり、執行部にとっても恥をさらすことがないと考えました。)

また、12月議会中の総務経済委員会で議案の修正案の提出について意見を述べたところ、委員会審議を遅延させたとして注意を受けました。委員会での修正案の提出は一人でできますが、今回、討論で反対討論をすれば、その議案は否決され、その後の議案については、修正案を二人以上の議員発議で行うことになりますから、大幅に時間を要すると考え、あえて賛成しました。

また、職員給与は、人事院勧告により国家公務員給与が改定され、それを基準としている市職員の給与が改定されるものであり、提案理由でもそう説明されていますから、2月議会に付則の改正を提出すれば、2ヶ月支給が遅れますが、3月には支給されることは明白ですので、職員には申し訳ありませんが、不利益とは言えないと考えました。

議員や職員も当然市民ですが、私人としての市民である前に、公人です。公人

として誤った議案を提出した責任を、2ヶ月の支給の延期という形でとっていいと考えましたし、12月議会に提出された条例改正案件が他にも誤りがあったことを考えると市役所の体制を見直すきっかけになるのではないかと考えました。

ブログの最後に財政健全化のための犠牲的精神の件については、昨年2月議会で議員定数を2名減らし、財政負担を軽減したと聞いていましたので、今回の議決もそういう意図若しくは何らかの意図があって賛成したものと考えましたので、そう判断してしまいました。

私が議会事務局に勤務していた時に、先輩議員の「議会は言論の府だ」という言葉をよく耳にしました。まさにそれを心がけて議論を尽くすよう努力してきたつもりです。先輩議員へは敬意を払ってきたつもりですが、このようにとられたことは私の普段の行いが悪いのだと認識し、今後改めたいと思います。

私からの弁明は以上です。